

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 相続税法上の無制限納税義務者と制限納税義務者

Q：日本国内に住所のある個人と住所のない個人とでは、相続税法の規定を適用する上で差異があるそうですが、どのような差異があるか教えてください。

A：相続もしくは遺贈又は贈与により財産を取得した個人が、その財産を取得した時において、日本国内に住所を有しているときは、「無制限納税義務者」といい、その時において日本国内に住所を有していないときは、「制限納税義務者」といいます。相続税法の規定を適用する上で、次のような差異があります。

### (1) 相続税及び贈与税の課税財産の範囲の違い

無制限納税義務者については、その者が相続もしくは遺贈又は贈与により取得した財産の全部が課税対象になりますが、制限納税義務者については、その者が相続もしくは遺贈又は贈与により取得した財産で日本国内にあるもののみが課税対象になります。

### (2) 債務控除の範囲の違い

制限納税義務者については、日本国内にある財産だけが課税対象になることに関連して、その控除すべき債務も、課税財産に対応する債務だけに限られ、また被相続人に係る葬式費用も債務控除されません。

### (3) 未成年者控除及び障害者控除

原則として、制限納税義務者には適用されません。

### (4) 納税地の違い

